∖1000円/

インフルエンザ予防接種

期間 10月1日 金~ 令和4年1月10日 月 紀

対象 接種当日に本市に住民登録があり、下図のいずれかに該当する希望者

65歳以上

昭和31年12月31日以前生まれ

予診票

全員に郵送

60~64歳

- ●重度の心臓・腎臓・呼吸器疾患がある
- ●ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による 免疫機能に障がいがある

予診票

主治医と相談後、接種す る場合は各保健センター へ連絡(後日郵送)

生活保護世帯の人

接種時の申請で自己負担金が免除になります 県外(足利市除く)の医療機関での接種を希望する場合 各保健センターへ問い合わせください(事前申請が必要)

> 各保健センター 新田 圖0276-57-2651

※事前に説明書をよく読んでください。 重度障がい者

接種回数 1回(13歳未満の重度障がい者は2回)

接種方法 予診票を持って予防接種実施医療機関へ

- ●身体障害者手帳1·2級
- ●療育手帳A
- ●精神障害者保健福祉手帳1級

予診票

事前に保健センターに連 絡。郵送か直接各保健セ ンターで受け取り

中学3年•高校3年生相当年齡

中学生

平成18年4月2日~19年4月1日生まれ

●高校生

15年4月2日~16年4月1日生まれ

予診票

全員に郵送

市外の医療機関で接種を希望する場合

各保健センターへ問い合わせください

太田 **I■**0276-46-5115 藪塚本町 圖0277-20-4400

ステーションへの ごみの出し方

みんなで守ろう6つの約束

●日にちの約束



地区やごみステーションごとに収集日が指定されています。 ごみステーションだからといって、いつでも出して良いわけで はありません。指定日を守り、みんなのごみステーションをき れいに使いましょう。

4分別の約束



ごみの中には正しく分別すると「資源」として再利用できる 物がたくさんあります。

資源ごみの分別はごみの減量化や資源の有効利用に効果 的で、環境にやさしいまちづくりにつながります。

❷時間の約束



指定日の午前8時30分までに出しましょう。ごみ収集車は 巡回しながら作業をするので、いつも同じ時刻に収集できる とは限りません。収集後に出されたごみは次の指定日まで収 集されずにカラスなどに散らかされ、ごみステーションやその 周辺が汚れる原因にもなります。

母指定袋の約束



指定袋(もえるごみ用、もえないごみ用)を使わずに出され たごみは収集しません。必ず指定袋で出しましょう。

※市内の指定販売店で購入できます。

※粗大ごみには粗大ごみ処理シールを使用してください。

❸場所の約束



ごみステーションは地区やマンション、アパート単位でそれ ぞれ場所を決め、自主的に管理しています。自分の好きな場 所ではなく、決められた場所にきちんと出しましょう。

❻混ぜない約束



「もえるごみ用」の袋に鉄やアルミニウムなどのもえないご みが入っていると、焼却設備の故障の原因になる場合があり ます。また危険ごみなどが混入していると収集作業者のけが などにもつながります。中身をきちんと分別しましょう。

清掃事業課 ■0276-31-8153

12月31日まで 旧規格消火器は交換が必要です

消防法令に基づいて設置されている旧規格消火器を交換ください。 消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物などで、 旧規格消火器を令和4年1月1日以降に設置することは法令違反となります。 計画的な交換・リサイクルをお願いします。交換は消防設備業者へ相談 ください。

旧規格消火器 製造年が平成23年 以前で、適応火災マークが文字表示



消防本部予防課 圖0276-33-0202

私のまちの 1%まちづくり事業

住宅団地リバータウン 周辺美化事業

育成会や住民が協力し、通学路 や河川敷緑地の除草作業、芝刈り、 モグラ対策を実施しています。安 全な通行や地域美化、地域交流の 場として活用するため、事業を継 続していきます。



地域総務課 圖0276-47-1923

